

山梨県水田畑作農業再生協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書
施設園芸セーフティネット構築事業細則

(趣旨)

第1条 この細則は山梨県水田畑作農業再生協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）第37条に基づき、燃油価格高騰緊急対策のうち施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）に係る業務の方法についての細部の事項について定める。

(積立契約の解約等)

第2条 業務方法書第27条第1項ア又はイに規定する解約の申し出は、別紙様式第1号の積立契約解約申出書によるものとする。

2 業務方法書第27条第4項に規定する解約手数料は、徴収しない。ただし、同条第1項ウ及びオの事由に該当する場合は、これに山梨県水田畑作農業再生協議会（以下「協議会」という。）が蒙った被害額を加算した額とする。

3 加入者（業務方法書第26条第2項に定める加入者をいう。以下同じ。）の事業参加者の一部が業務方法書第27条第1項アからオに該当することとなった場合は、業務方法書第27条第1項に準じて取り扱うことができるものとし、協議会は、加入者からの申し出により当該加入者との積立契約の一部を解約するとともに、当該加入者のうち、一部解約に係る事業参加者の燃油補填積立金の一部解約時の残額を算出した上でこれを取り崩し、当該加入者に返還するものとする。この場合の一部解約の申し出は、本条第1項に準ずるものとする。

4 協議会は、第1項及び第2項により積立契約の全部を解約した場合は別紙様式第2-1号により、また、前項により積立契約の一部を解約した場合は別紙様式第2-2号により、当該加入者宛て通知するものとする。

(補填積立金の納入)

第3条 業務方法書第28条第1項に規定する燃油補填積立金は、業務方法書第26条第1項に定める算式に、同条第2項の規定により設定した燃油購入数量を当てはめて事業参加者ごとに算出し100円未満を切り捨てた額を、加入者全体で合計した額とし、燃油補填積立金の納入は、同条第2項の規定により設定した納入期限までに、協議会が指定する口座へ振り込みにより行うものとする。

2 協議会は、燃油補填積立金が納入された場合には、当該燃油補填積立金を納入した加入者に対して別紙様式第3号の積立金納入通知兼積立金残高証明書を送付するものとする。

(補填金の交付)

第4条 業務方法書第30条に規定する補填金の交付は、加入者から指定のあった銀行等の口座に協議会から送金することとする。

2 前項の交付は、別紙様式第4号の補填金交付通知兼残高証明書を協議会から加入者へ送付することにより通知する。

(補填金の交付額)

第5条 業務方法書第31条に規定する交付額は、加入者の燃油補填積立金の払戻分及び協議会の対策資金からの助成金についてそれぞれ1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補填金の不交付等の通知)

第6条 業務方法書第32条に規定する不交付等は、第4条第2項に規定する別紙様式第4号を不交付等に準用して通知するものとする。

(積立契約の変更の届出)

第7条 業務方法書第34条に規定する届出は、別紙様式第5号の積立契約変更届出書によるものとする。

(事業主体要領第39条から第42条の特例の場合の取扱い)

第8条 社団法人日本施設園芸協会燃油価格高騰緊急対策実施要領（平成25年3月31日付け社団法人日本施設園芸協会策定）第39条から第42条定める特例により、事業主体から直接承認を受けた支援対象者の事業実施計画書のうちセーフティネット事業について、協議会が業務方法書第23条第4項により当該支援対象者と積立契約を締結する場合には、業務方法書第25条の規定に準じ、当該支援対象者に対して、別紙様式第6号により積立契約締結完了通知を送付するものとする。

2 協議会は、前項の積立契約締結完了通知の作成にあたり、当該支援対象者が協議会に納付する必要がある燃油補填積立金の額を以下により算出し、記載するものとする。

ア 事業実施計画書の燃油補填積立予定額について、24事業年度の金額が25事業年度の金額より少ない場合は、25事業年度の金額。

イ 事業実施計画書の燃油補填積立予定額について、24事業年度の金額が25事業年度の金額より多い場合は、当面納入が必要な額として24事業年度の金額（ただし、24事業年度に係る補填金の交付等終了後、25事業年度に必要な積立金の納入を要する。）。

ウ ア又はイによりがたい場合は、当該支援対象者の事業参加者ごとに算出し積み上げた額。